

2020年3月27日

お客さま 各位

株式会社穴吹コミュニティ
代表取締役 三宅 恒治

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督（行政）処分について

謹啓 時下ますますご清祥のことと拝察申し上げます。平素は弊社業務に関し多大なるご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび誠に遺憾ながら、弊社元社員の関与が疑われる管理組合様の財産毀損の事態を把握したため、国土交通省四国地方整備局へ報告いたしました。結果、同局から下記の監督（行政）処分を受けましたので、ここにご報告申し上げます。

弊社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止めて深く反省するとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

本件把握後、被害に遭われた管理組合様には速やかにお詫び申し上げるとともに顛末をご報告のうえ、損害を補填させていただきました。

今後は社内の内部管理体制の更なる充実・強化を図り、法及び関係法令等の遵守により、皆さまからの信頼を回復すべく、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいりますので、何とぞ、ご理解を賜るとともに、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 処分年月日：2020年3月27日
2. 根拠法令：マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条第1号
3. 処分の理由：弊社が管理事務を受託している管理組合において、本来の収納口座とは別に、弊社及び管理組合が把握しない未管理口座が何者かによって開設されており、この未管理口座への入金に関し、弊社の元社員2名が関わっていたことで、結果的に管理組合に損害を与えた。
4. 処分の内容：指示処分
今回の違法行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の事案を踏まえ、弊社の管理受託しているマンション管理業務について必要な点検をするとともに、今回と同様の事案の再発防止に向け必要な措置や社内管理体制を講ずること。
 - ② 今回の事案の概要及びこれに対する処分内容について、弊社の役員及びマンション管理業に従事する社員全てに対し、速やかに周知徹底すること。
 - ③ 法の規定の遵守及び再発防止を図るため、上記の者全てに対し、研修・教育を継続的に実施すること。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

お客さま専用受付ダイヤル 電話：087-835-0861
(受付時間：9時～17時30分 土・日・祝日除く)